

郡山市後期高齢者健康診査実施要領

平成20年4月1日制定

平成21年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月11日一部改正

平成27年5月14日一部改正

平成28年5月11日一部改正

平成29年4月28日一部改正

平成30年4月24日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所地域保健課]

1 目的

後期高齢者の生活習慣病の早期発見及び早期治療を促進し、健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 対象者

(1) 健康診査を受診する時点で、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の後期高齢者医療被保険者で保険者番号 39072038 の者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除くものとする。

ア 長期入院者（病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者）

イ 施設入所者等（下記施設に入所等をしている者）

(ア) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設

(イ) 特別養護老人ホーム等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設

ウ 事業主健診等を受けている者（労働安全衛生法その他の法令に基づき実施することが義務づけられている健康診査の受診対象となる者のうち、当該健康診査の結果データを事業市等から提供を受けた場合に限る。）

(2) (1)イ(イ)の規定にかかわらず法第55号第1項第5号に規定する施設に入所等をしている者のうち、健康診査を受診する時点で介助なく健診診査の受診が可能な者。

3 委託

(1) 福島県後期高齢者医療広域連合健康診査事業実施要綱（令和2年福島県訓令第号。以下「要綱」という。）に基づき、市は、広域連合の委託を受け健康診査を実施する。

(2) 事業実施報告及び請求

市は、事業完了後、広域連合に対し、要綱に基づき委託料を請求するものとする。

4 実施内容

- (1) 市が、委託を受ける健康診査の内容は、別表のとおりとする。
- (2) 健康診査の受診回数は、1人につき年度内に1回とする。
- (3) 健康診査の実施期間は、委託を受けた年の5月20日（ただし、日曜日の場合はその翌日）から翌年1月31日（ただし、日曜日の場合はその前日）までとする。
- (4) 健康診査の結果区分
「異常なし」「要指導」「受診勧奨」「要治療継続」の4項目とする。

5 健診結果の通知及び健康診査データ管理

- (1) 健康診査結果の通知は、市が、受診者に対し行うものとする。
- (2) 健診結果データについては、市は、事業完了後、速やかに広域連合へ送付することとするほか、健康指導等に活用するため、データの副本の保管管理をするものとする。

6 個人情報の取扱

郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号）に基づき取り扱うものとする。

7 費用の負担

受診者の費用は、無料とする。

8 償還払い

- (1) 2の対象者が市外に住所を有する場合において、市外の病院又は医療機関（以下「病院等」という。）で健康診査を実施したときは、当該病院等に支払った当該健康診査に要する費用を市長に請求することができる。ただし、その費用は郡山市が郡山医師会と契約している委託料を限度とする。
- (2) (1)の規定により請求をしようとする者は、後期高齢者健康診査（特例分）費用請求書（別紙様式）及び郡山市後期高齢者健康診査録を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、(2)の請求書を受理した場合はその内容を審査し、適当と認めるときは受診者に当該請求に係る健康診査の費用を支払うものとする。

9 補則

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

ただし、平成23年度の健診実施期間は6月1日からとする。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

後期高齢者健康診査の検査項目

| 項 目 | | 施設健診 | 集団健診 |
|---------------|--------------|------|------|
| 診 察 | 身長 | ○ | ○ |
| | 体重 | ○ | ○ |
| | BMI | ○ | ○ |
| | 腹囲 | ○ | ○ |
| | 血圧 | ○ | ○ |
| | 理学的所見（身体診察） | ○ | ○ |
| クレアチニン | | ○ | ○ |
| 脂 質 | 中性脂肪 | ○ | ○ |
| | HDL-コレステロール | ○ | ○ |
| | LDL-コレステロール | ○ | ○ |
| 肝 機 能 | AST (GOT) | ○ | ○ |
| | ALT (GPT) | ○ | ○ |
| | r-GT (r-GTP) | ○ | ○ |
| 代 謝 系 | 空腹時血糖 | ○ | ○ |
| | ヘモグロビンA1C | ○ | ○ |
| 総合診断(生化学的検査I) | | ○ | ○ |
| 尿 検 査 | 尿 糖 | 半定量 | ○ |
| | 蛋白 | | ○ |
| 血 液 一 般 | ヘマトクリット値 | ○ | ○ |
| | 血色素測定 | ○ | ○ |
| | 赤血球数 | ○ | ○ |
| 総合診断(血液検査) | | ○ | ○ |
| 心機能 | 12誘導心電図 | ○ | ○ |
| 眼底検査 | | ○ | ○ |
| 再診（眼底検査判定料） | | ○ | ○ |
| 採血料 | | ○ | ○ |